

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)
三大明神風力発電事業環境影響評価方法書」に対する
勧告について

平成27年12月18日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)三大明神風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 福島県いわき市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大54,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成27年 6月30日
住民等意見の概要受理	平成27年 9月 4日
福島県知事意見受理	平成27年12月 4日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称) 三大明神
風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 大気質について

- (1) 建設機械の稼働時における窒素酸化物の調査地点については、広範な対象事業実施区域内での稼働が想定されることから、環境影響評価方法書で設定している調査地点に加えて、調査地点の追加を検討すること。
- (2) 建設機械の稼働時における粉じんの調査地点については、環境影響評価方法書で設定している調査地点は偏在しているため、風向・風速の状況や住居等の配置状況を踏まえて、まだ設定がない方角で追加を検討すること。

2. 騒音、振動及び低周波音について

- (1) 対象事業実施区域周辺には住居が1 km以内に14戸あり、事業実施に当たり騒音、振動及び低周波音の影響が懸念されることから、詳細な調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 建設機械の稼働時における振動については、近傍の住宅等にまで伝播する可能性が低いことから環境影響評価項目として選定しなかったとしているが、建設機械の稼働範囲によっては生活環境に影響が及ぶ可能性があるため、環境影響評価項目としての選定を検討すること。
- (3) 施設の稼働時における騒音及び低周波音について、環境影響評価方法書によれば調査、予測及び評価は距離減衰式によるものとして、対象事業実施区域付近で住居が存在する7地点を設定しているが、地形、風向や風速及び波動の回折効果等により遠方まで伝播する可能性があることから、さらに広い範囲から調査地点の追加を検討すること。また、それらの調査期間は状況を代表する3日間としているが、騒音及び低周波音の伝わり方は地形、風向及び風速に左右されることから、四季の風向や風速の状況を踏まえて、調査時期・期間を適切に設けること。

3. 水環境について

対象事業実施区域周辺は、いわき市水道水源保護条例に定める水道水源保護地域であり、生活用水等として表流水、井戸水及び湧水の利用があることから、土地の改変や森林の伐開による地下水及び湧水の水量への影響について明らかにすること。

4. 風車の影について

本事業計画は、標高700m前後の山上に多数の風力発電機を設置する計画であることから、施設の稼働に伴う風車の影（シャドーフリッカー）が住居等に与える影響はより広域に及ぶと考えられるため、できるだけ広域での調査、予測及び評価を行うこと。

5. 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息も予想されることから、調査方法及び調査範囲等を適切に設定すること。なお、植物の調査については、対象事業実施区域の地形に合わせ、トランセクト法の採用を検討すること。また、事業実施により河川の源流域での水の濁り等の影響が懸念されることから、可能な限り水生生物の調査範囲はより上流側への設定も検討すること。
- (2) バードストライクについては、平成27年9月末に環境省が改訂公表した「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」の計算方法を用いて評価を行うこと。
- (3) 施設の配置及び施工方法については、鳥類の営巣活動に極力影響がないように計画し、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行うこと。

6. 景観について

本事業計画は、標高700m前後の山上に多数の風力発電機を設置する計画であることから、景観への影響はより広域に及ぶと考えられるため、できるだけ広域での調査、予測及び評価を行うこと。また、風力発電機の大きさ、形、塗色や配置等を計画するに当たっては、対象事業実施区域及びその周辺には住居等が存在し供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の影響が指摘されていることから、フォトモンタージュ等の具体的方法を用いて評価を行うこと。

7. 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域とその周辺には、いわき七峰縦走コースをはじめ複数のハイキングコースやアウトドア施設等が存在し、利用者等への影響が指摘されていることから、出来るだけ多くの調査地点を設定すること。